

おくやみハンドブック協働発行业者募集要領

越谷市では、市と協定を結び、死亡届を届出した際などにご遺族や葬祭業者に配布する冊子として、届出後に必要な手続きや相談窓口などを掲載したおくやみハンドブックを協働発行する事業者を募集します。

1 業務概要

- (1) 事業名称 おくやみハンドブック協働発行业者
- (2) 事業内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 使用期間 令和7年10月から概ね1年間（予定）
※納品日 令和7年10月上旬及び令和8年4月中旬

2 選考方法

別紙評価基準に基づき書類審査を行い、事業者を決定します。選考結果は、申込者全員に対し、郵送で通知します。

3 応募資格

本事業の応募資格は、応募時及び各選定時において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、事業者選定期間中において、当該要件のいずれかを欠いた場合には、応募資格を取り消すものとする。

- (1) 官公署において、本募集と類似の事業実績を過去5年間に於いて有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 応募日前2年間に於いて、振り出した小切手または手形が不渡りとなり、銀行取引を停止されている者ではないもの。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納していない者。
- (5) 越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年9月25日告示第349号）に基づき、極めて悪質な談合・独占禁止法違反行為等により、越谷市競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員が実質的に経営を支配する業者またはこれに準ずるものでなく、明らかに協働発行业者として、認められない者ではないこと。

4 申込み

- (1) 提出書類（ア～オは1部、カ～コは様式自由で5部提出。提出された書類は返却しません）
 - ア おくやみハンドブック協働発行业者参加申込書（別紙1）
 - イ 会社概要パンフレット（任意様式）
 - ウ 法人登記事項証明書の原本（発行後3か月以内のものに限る）
 - エ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の原本（その3の3）（税務署が発行したもので、発行後3か月以内のもの）
 - オ 参加資格に係る申立書（別紙2）
 - カ 協定締結から配布までの事業スケジュールが分かる資料
 - キ 原稿制作・編集、印刷、配布、広告販売等、各業務の実施体制が分かる資料
 - *市と事業者の役割分担が分かるような資料を提出してください
 - *掲載広告に関する法令違反等のチェック体制が分かる資料を提出してください
 - ク 他の自治体との協働発行の実績が分かる資料
 - ケ その他PR資料
 - コ 過去に同事業で発行した他市の冊子のうち、本市に提供するものと同程度の品質のもの2市分

(2) 提出期限等

- ア 提出期限 令和7年5月15日(木)午後3時00分
- イ 提出方法 持参または郵送(必着)
- ウ 提出先 越谷市市民協働部くらし安心課
(住所) 〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1

5 質疑方法

- (1) 令和7年4月25日(金)午後3時までにくらし安心課へ質問書(別紙3)を使用し、メールでくらし安心課までお願いします。
(くらし安心課 e-mail: kurashi@city.koshigaya.lg.jp)
- (2) 受け付けた質問に対する回答は、令和7年4月30日(金)に、申込者全員に対してFAXで回答します

6 協定の締結

協働発行事業者として決定した者は、市と協働発行事業に係る協定を締結します。

7 選考・協定締結に関するスケジュール(予定)

- 4月25日(金) 質疑受付期限(午後3時00分まで)
- 4月30日(水) 質疑回答
- 5月15日(木) 参加申込書等提出期限(午後3時00分まで)
- 5月 下旬 選考審査会
- 6月 上旬 審査結果に関して市から連絡
- 6月 下旬 協定締結